

民商だより

川越・東松山民主商工会 2020年5月13日 NO.15

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

持続化給付金、5/8に200万円が通帳に振込!

コロナの影響により、前年同月比で売上が50%以上減少した個人事業主・法人に対して、最大100万円（法人は200万円）が支給される持続化給付金の申請が5/1に開始されました。

振込のあった法人の会員さんは、「手数料など引かれることなく200万円満額が振り込まれた。仕事が減って厳しい中だが、これで一息入れられる」と、苦労しながら作成した申請が通ったことにホッとしています。

5/1に申請開始 支給初日の8日に、国から2万3000人の業者に支給

持続化給付金は、インターネットのみの申請となっています。対象者は、埼玉県の20万円給付金と併せ、申請をするのが効率良いです。

必要書類は、①2019年の確定申告書控え ②免許証などの身分証明書 ③ 商売で必要な業種の方は許可証（飲食店営業許可書など） ④2019年の売上がわかるもの ⑤2019年（昨年）の判断基準の（月）売上がわかるものと、2020年（今年）の同じ月（月）の売上がわかるもの ⑥振込んでもらうための通帳

すでに60人の会員さんが、民商事務所で一緒に作成、申請完了

事務所では連日、申請手続きを一緒に行っています。もうお給付金！続けよう商売！混みありますので、事前に予約連絡をお願いします。

（算定例）前年度同月比 判断基準（50%減）となる1カ月の売上だけで判定します

2019年の売上													
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
売上	50	50	30	50	40	60	70	40	20	30	50	60	550万
2020年の売上													
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
売上	40	30	20	20									

※50%減少した月で判定

2020年の（見込み）算定売上													合計
見込	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240万

2019年の売上（550万）－ 2020年の見込算定売上（240万）＝ 310万円

個人事業主・フリーランス 上限100万円 = 100万円支給
法人 上限200万円 = 200万円支給

5/12～5/31の8割（16日間）店を閉めていたら10万円支給 第2弾 埼玉県中小業者「追加」支援金について

埼玉県の4/8～5/6までの29日間のうち、7割にあたる20日間で店を閉めていた場合に、20万円（複数店舗は30万）の支援金の申請が、5/7から始まりました。会員さんは、国の持続化給付金と一緒に申請しています。

5/11、緊急事態要請の延長に伴い、追加支援金が発表されました。5/12～31までの20日間で8割の16日以上休業の場合10万円が支給されます。

【4/8～5/6まで休業で20万円（30万円）の、第1弾の支給対象要件】

○4/8～5/6までの29日間で7割以上（21日以上）休業すること。

☆休業に対する判断基準

- ①新型コロナウイルスでの臨時休業 (1日としてカウント)
- ②定休日など通常の休み (1日としてカウント)
- ③売り上げが無かった日 (1日としてカウント)
- ④営業時間を1時間でも短縮した (0.5日としてカウント)
- ⑤店内営業を中止して、デリバリーやテイクアウトのみの営業 (0.5日としてカウント)

必要書類

○確定申告書控え ○身分証明書 ○通帳 ○4/8～5/6まで店を閉めていた、売り上げが無かったことがわかる書類（売上台帳や、営業日報、臨時休業や時間短縮営業を行っていたことがわかる張り紙やFAX、メールなどなど）

【5/12～5/31まで休業で10万円の、第2弾の支給対象要件】

○5/12～5/31までの20日間で8割以上（16日以上）休業すること。

☆休業に関する判断基準は同じ

○前年度（個人は2019年分、法人は前年度分）の売上が、月平均で15万円以上（年間売上180万円）以上あること

※開業してから間もない場合は、休業するまでの月平均売上15万以上

（申請期限） 第1弾 5/7～受付 6/15（月）23：59まで
第2弾 6/1～受付 7/17（金）23：59まで

☆基本的にはインターネットでの申請です。
やむを得ない場合には、郵送での申請可能ですが、支給日が遅くなります。

そのほかの制度の改正や助成金創設、納税緩和措置

5/1 融資制度の拡充 政策金融公庫金利0 借換融資創設 ○銀行が窓口の埼玉県制度融資（保証協会付）も、金利0据置5年が創設

5/1 雇用調整助成金の補助拡大 従業員休業手当60%分を9割保証→休業手当60%分は9割保証+61%～100%分は国が10割保証。手続き書類も簡素化。5/6、さらに手続き書類簡素化を決定。

5/1 10万円の特別定額給付金のオンライン申請開始 書面での申請は、5月半～5月下旬に送付予定

5/8 川越市が別口の事業者支援金10万円の支給を報道発表 売上15%減が要件。詳細はこれから。

5/8 売上30%減少の場合の国保税減免を国が通達、延滞税の免除 など 詳細は右の民商LINE公式登録か、民商の新HP、又は事務所までご連絡を